

とうもろこし受渡ルール等の変更について

平成 23 年 2 月 17 日付け申請の「とうもろこし受渡ルールに係る業務規程の一部変更」が平成 23 年 2 月 22 日付けで主務省より認可されました。

1. とうもろこし受渡ルールの主な変更点

- (1) 1500 トン(30 枚)を一単位として受ける場合、受方が受渡港を指定できる受方オプションを導入。また、指定できる港は以下のとおり。
＜受方オプション指定港＞
釧路、十勝、苫小牧、八戸、釜石、石巻、仙台、塩竈、鹿島、千葉、川崎、横浜、田子の浦、清水、豊橋、衣浦、知多、四日市、大阪、神戸、姫路、宇野、坂出、水島、玉島、笠岡、門司、下関、博多、八代、米ノ津、谷山、志布志、那覇
- (2) 受方オプション発動時、当該受方が指定した港の埠頭でサイロスペースを確保し、商慣習的に則って荷役を保証するように変更。
- (3) 第二本船(内航船・舢舨)渡しを可能とし、その際の費用負担、手配を渡方が行うように変更。
- (4) 臨海サイロ(保税倉庫)に保管(仮置き)され、積来本船入港日から起算して 30 日以内のもので、かつ、回送延長保険で担保されているものも供用できるように変更。
- (5) 荷卸しに係る諸費用について、受方オプション発動時の第二本船渡しの場合は入港日時より 24 時間を超えた場合はペナルティーとして受方が 1 日につきトンあたり 400 円負担するように変更。
- (6) 受方が受渡港の受方オプションを行使しない場合、もしくは行使できない場合(1500 トン単位未満の端数で受ける場合)は基準港の神戸港渡しとし、その場合は納会値から 1000 円引きとなるよう変更。また、那覇を受方オプションで指定した場合は 1000 円プレミアムとなるよう変更。
- (7) 受方都合(船混みやサイロスペースの確保困難等)による受渡調整の要請がある場合は、積み換え港において保税一時サイロ保管など商慣習に従い可能な限り渡方が協力するように変更。
- (8) 平成 23 年 3 月 1 日より既存限月(平成 23 年 6 月限より全限月)に適用。

なお、詳細につきましては以下のファイルをご覧ください。

[○業務規程新旧対照表](#)

[○とうもろこし受渡細則新旧対照表](#)

以 上